は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

別表（第二条関係）

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉

附　則

この省令は、平成二十九年十一月三日から施行する。

は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

別表（第二条関係）

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里